



Title	枕草子其他解釈断章
Author(s)	柿本, 烨
Citation	語文. 1973, 31, p. 20-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68607
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

枕草子其他解釈断章

本 柿 奨

一、おそばふ（枕草子）

落窓物語卷一に、

（北ノ方ハ）いみじくの給て、「いましばしありてあけんついでに」とのたまふに、（三郎君ハ）をそはへて、「あれ、をしこぼちてん」と、はらだちの「しけば（宮内序本甲による。角川文庫本七九頁）

とあるラソハヘ、即ちラソハフについては、普通、そのラはオの仮名違いとされ、ハはバと濁つて読まれ、意味は、甘えふざけるとか、調子に乗つてふざけるとかと解かれ、関連する語として、万葉集のイソバフ、枕草子その他のソバフ、今昔物語集のオソバユが挙げられ、いずれも同意であるといわれている。万葉集のは、卷十三東歌（三三三九）に、

伊蘇婆比座与（イソバヒラヨ）かかるがとひめとあるもので、そのイは接頭語ということで、異説はないようである。それなら、ソバフと非常に近くなる。今昔物語集のオソバユは卷二十七・第十三の語に、

オソバエタル者ノ、口聞キキラ～シク、然ル方ニオボエアリケルガ者ノイハク（日本古典文学大系本による）

が、

とあるもので、大系本に、その「エ」の傍に「（ヘ）」と記すのによれば、ハ行の語に改め見んとするのが校訂者の意であるらしい。理由には言及しておられないが、イソバフ、ソバフ、それに落窓の例が揃つてハ行である事と、今昔物語集における仮名表記への顧慮にあるかと忖度する。大系本第一冊の初めの解説に、「かなづかい」の一項があり、「エ」または「エ」とすべきを「ヘ」と表記した例、その逆の例の、今昔物語集に見えるものが、幾つか紹介されている。前者のほうが多く挙がっているが、つまり双方見えると告げておられる。

しかし、アサフ（浅）ーアサユ、シナフ（撓）ーシナユ、ナフ（萎）ーナユ、ムクフ（報）ームクユ、数えればなおあるだろうこの種の語が、成立の事情その他はともかくとして、現象的には共存する事があるのを思えば、オソバフーオソバユもまた同様かと見る余地があるのではなかろうか。オソバユの存在もまた考えてみるわけで、少くとも、ハ行であるべき仮名違いと見るまでに考慮すべき事がありはしないかと思うのである。

枕草子「五月ばかりなどに山里にありく」の段において、能因本

かのかゝくたるもいとおかし

とする「かゝく」を同系の本に「かゝへ」を作る本があり、前田家本・堺本も「かゝへ」とし三巻本は「かゝり」とするよし（田中重太郎博士校本）であるが、その「かゝく」「かゝり」は一つの原形

「かゝへ」に発する転訛のように見える。

「五月のさうぶの」の段においては、能因本が、

そのおりのかのこりてかゝへたるもいみじうおかし

とする「かゝへ」を三巻本・前田家本が「かゝえ」に作つており、

「かかふ」の用例は枕草子中他にも見えるが、一々挙げるのは省略するとして、「かゝへ」「かゝえ」の違いは仮名表記の違いにすぎないとも見られようが、その場合といえども、どちらかがもとで他方が後であるというのに必要な手続きは、必ずしも簡単でないのではなかろうか。

あやめのか、はやうかゝえて、いとをかし（蜻蛉日記、角川文

庫本一九六段)

の「かゝえ」を小著全注釈にも「かかへ」に改めたが「かゝえ」の原文を簡単に改めるべきでなかつたと思うし、それとか、

カウバシキ香（カガ）ユ（今昔物語集巻一）

其ノ香遠ク香（カ）ガユ（同巻五）

香ニモ聞（カガ）エ給ハズト云ヘドモ（同巻十六）

その他、「聞」字を用いた数例は、カガユの存在に疑なからしめるであろう。前記大系本第一冊解説「かなづかい」の項では、「問題のある『香（ガ）ユ』も、カガフと見れば、フをユに作る例となる」といわれて、その口吻には、「カガユ」は「カガフ」の転訛した表記とも見得るとする考えが窺われるようである。それなら、語

としてのカガユの存在を否認する事になりかねないが、最終巻たる

第五冊に至ると、巻末において、カガユの存在につき「一団の疑惑も無くなつた」と修訂されているのは、もつともである。

かような事を考え合せて、今昔物語集のオソバユの例も、簡単にオソバフに改めるわけにはいかないだらうと思う。されば、オソバフの例は落窓以外にない事になるが、ここに一つ注意を払いたい事がある。枕草子「節は五月にしく月はなし」の段に、

つちありくわらはべなどの、ほどほどにつけていみじきわざたりと思ひて、つねにたのもとまほり、人のにくらべなど、えもいはずと思ひたなどを、そばへたることねりわらはなどに、ひきはられて泣くもをかし。（日本古典全書本）

「そばへたる」は諸本その表記である（校本）。下のほうの「ひきはられて」については左の如き異文がある。

三巻本 Aひきはられて

Bひきはゝれて

Cひきさゝれて

D引とられて

能因本 ひきたられて

前田家本 ひききられて

堺本 ひきとられて

の如くで、相違点は、書体的には、へは・さ・と・た・き▽とへら・ゝとにあり、書体転訛の可能性が容易に察せられて、いずれも一つの原形に発するであろう。異文という程のものではなく、処置としては、日本古典文学大系本も、日本古典全書本同様、Aを用いているのは、妥当である。

「ひきはられて」の本文でよく、その「られ」が受身なら、それとの関係で、「えもいはずとおもひたるを……ひきはられて」でなく、「えもいはずとおもひたるなどを……ひきはられて」と「など」を含む右三巻本の本文は、「を」下につけて、

わらはべなどの……おもひたるなど（ガ）をそばへたることねりわらはなどに（袂ノ付物ヲ）ひきはられて泣くも、をかし。

と読む事も可能ではなかろうか。むしろそのほうが分りよい気がするのだが、今は従来の読み方を排するのではなく、また別の読み方として提案するのみである。この読み方は「など」を含まず「おもひたるを」に作る能因本・前田家本・堺本にも通用するであろう。落窪のオソバフも、古本を初めとして多くの本は「をそはへて」に作っているのであって、「おそはへて」に作るのは、管窓のうちでは、神宮本乙・国学院本・天理本甲・天和本・寛政十一年刊本だけ、これらはいずれも末流の本である（「落窪物語伝本考・第一部」大阪大学教養部研究集録第二十一輯、昭和四十八年三月発行予定）。それを「おそばへて」にするのは、そのように作る上田秋成校訂の寛政十一年刊本の流布が与って大きいと思われるが、それは別に前記今昔物語集の「おそばゆ」を参考にして、それでよいだろうと判断するのである。

ソバフは後代の作品に若干用例が見えるらしい。私の知るのは辞書に挙げる所を出ないから略するが、意味の要素としては、暴れる事と常態ならざる事とが指摘でき、狂騒の意が各例共通のようである。枕草子のソバフも同意と思われ、それをオソバフとしても、落窪の例と同意と思われる。俚言集覽に、

船頭詞に曰く、日和にて少々雨のぱらつくを、そばへるといふ。

とあるのも、常態ならぬ騒ぎのゆえにいうのであろうか。ソバエルは現代方言にもあるらしいが、そちらには立入る用意がない。

二、乞食尼は果して跛か（枕草子）

枕草子の雪の山の段に、

……「これ、たまはするぞ。衣すすけためり。白くて着よ」とて、投げ取らせたれば、ふし拌みて、肩にうち置きては舞ふものか。まことににくくてみな入りにし。
後、ならひたるにやあらむ、つねに見えしらがひありく。

（日本古典全書本、以下同じ）

とあるその「入りにし」で句点を置くのは日本古典文学大系本も同様だが、角川文庫本は、下に続けて「入りにし後」云々と読む。従うべきであろう。その少し下に、

清ここにのみめづらしと見る雪の山ところどころにふりにける
かな

とかたはらなる人していはすれば、たびたびかたぶきて、忠隆
「返しはつかまつりけがさじ。あざれたり。御簾の前にて人
にをかたり侍らむ」とて立ちにき。

の「あざれたり」を、全書本は「風雅なことです」、大系本は「洒落ている」、角川文庫本は「まことにしゃれたお歌です」と解く。枕草子には他にこの語の用例はないようだが、

しほうみのほとりにてあざれあへり。（土佐日記）
しどけなくうちふくだみ給へる髪ぐき、あざれたる桂姿にて、

すきすきしうあざれがましき今様の人の（同・胡蝶）

おはやけさまは、少したはれて、あざれたる方なりし、ことわ
りぞかし。（同・藤裏葉）

また、字津保物語（藏開上）に、

藤宰相、「この君も舞ひ給ふものを」とて、猿樂する人にて、
亀舞をす。上下一たびにほほと笑ふ。人の御目どもさめて、い
と興ありと思ほす。

とある藤宰相のことを、その下の文で、「あざれ舞しつる宰相」と
記す。

このような用例を見ると、あざける、折目正しくない、かしこま
らない、意と思われる。されば、春曙抄に、

これにかくて侍る事実儀ならずと卑下の詞也、返歌えせねば、
退出せんといへるなるべし。

というのが妥当ではあるまいか。敬語表現でないのも、わが身の事
として適當であろう。そのまた少し下に、乞食尼「常陸介」の歌と
して、

うらやまし足もひかれずわたら海のいかなる人にものたまふら
む

が見える。これより先、もう一人の乞食尼が多量の頂戴物をしたの
を常陸介は目にとめた。その羨望の念を表しているのだが、初二句
を解いて全書本は「後にやつて來た尼が跛であつたからいふ」とし、
大系本も同様の考え方で、春曙抄が、「足もえひかぬほど物とらせ給
ふといふに尼が足ひく事をいふ也」というのも、同義であろう。角
川文庫本にはこの点に言及はない。

前後の叙述を見るのに、彼女が跛であると明記した個所がない。
そして、

その後、また尼なるかたるのいとあてやかなる出で來たるを、
とあるのは、跛者でなく思はせさえしないであろうか。

「うらやまし」の歌は、乞食尼がガクのある所を見せようとした
歌で、まともな歌ではないと思われる。三十一文字に仕立てただけ
の、歌ならぬ歌と思われる。それを清少納言がここに紹介するの
は、読者の笑いを誘わんとしてであろう。そのつもりでこの歌に立
向うと、「わたつ海」は、後の乞食が尼である事に「海人」を連想
しての用語であるのは既に説かれている通りとして、その上に、
「うらやまし」の「やま（山）」との対比においても使われていて、
それをこの歌の趣向の一つにしようとしていると見えないであろう
か。されば、「足もひかれず」は、頂戴物を持運ぶに難渋してい
る事をいわんとして、「足引の山」というに基づく「山」の縁語表
現としたのであって、詠み人としては頭をしばった秀句であったと
思われないのであろうか。枕詞「あしひきの」の意味があれこれと考
えられるようになったのは、恐らく万葉集研究が本格化始めた江
戸時代に至つての事、もしくは上代特殊假名遣を考慮に入れるよう
になつての近代の事であつて、平安時代では、意味を考えても、山
へ登るには足を引いて歩くぐらいですまされていたらしい。积日本
紀卷二十六（和歌四、尤恭）所引私記に、「阿賀臂紀能」につき「言
山行之時、引足而歩也」とする事が見える。

乞食尼を跛者と見るのは秀句の誤解に発すると思われるが、いか
がであろう。

句、中旬、下旬の意とする説があり、それを用いた論文の類も見かける。しかし暦日の十日、二十日、三十日の意とするのが正しいと思われる所以で、以下その理由について申述べる。ただし、ここでは平安朝の作品に現れたものに限つて考へる。まず、用例の比較的多い「中の十日」について。

(1) (1) かくて三月十二日に初めの巳の日出で来たり。君達御祓しに渚の院に出で給ひて……

(2) 三月中の十日ばかりに藤井の宮に藤の花の宴し給ふ。

(3) 三月つごもりになりぬれば、まらうど達帰り給ひなむとす。

(4) 三月つごもりの日になりて、君達吹上の宮にて春惜しみ給ふ。

(5) かくて四月一日に君達帰り給ふ。(字津保物語・吹上上、角川文庫本上巻一九〇—三〇四頁、以下この物語については同

本の巻と貢とを付記する。)

(6) 「中の十日」は、(1)に「十一日」が出てゐるので、中旬の意とするよりも、「十日」の意とすべきではなかろうか。

(7) 十月中の十日なれば、神の斎垣にはふ葛も色かはりて：夜一夜遊び明し給ふ。二十日の月遙かに澄みて、海のおもておもしろく見えわたるに……(源氏物語・若菜下、日本古典全書本第四冊一三三一—三四頁)

ここでは明瞭に「中の十日」即ち「二十日」と見られるのではなかろうか。一語で「二十日の月」ということばがあつて、折しも「中の十日」であったから、そのことばを使つたのである。

(8) 八月中の十日ばかりなれば、野べのけしきもをかしき頃なるに……いりがたの月の山の端近き程、とどめ難うものあはれなり。

(同・夕霧、同書第五冊一九一—七頁)

「いりがたの月」を河内本と別本系のある本とは「はつかの月」に作り、別本系の他の本に「廿日月」に作る本がある(源氏物語大成)。それらの本文の成立事情も問題ではあるが、現象面だけ見るならば、それらの本では「中の十日」を「二十日」とも記している事になる。

以上の三例は、「中の十日」を二十日とする考え方を確実に裏付けていると同時に中旬説を容れない例といえるのではなかろうか。

(4) 八月中の十日許に雨のそぼりける日、をみなへし掘りに

藤原のもろただを野べに出だして、遅く帰りければ、遣しきる

暮れはてば月も待つべし女郎花雨やめてとは思はざらなむ(後撰集・秋歌中・一九四)

左大臣

右は、女郎花を掘りに郎井を差向けたところ、帰つてくるのが遅いものだから、差向け先へ左大臣實頼が連絡の歌を出して、日が暮れてしまつたら、ゆつくり月の出を待ち月明りを得て帰るがよいが、どうせ小雨だから、女郎花を、雨のあがるのを待たず、さっさと掘つて帰るがよい、といふのである。初二句は、暮れ切つてから月が

出る頃なので、そう言つた、また、言えたのであって、「中の十日」が二十日であつてふさわしく、漠然と中旬の意であつては、適当ではないであろう。この歌は三三五番の八月十五夜の歌よりも前に置かれているので、後撰集の歌が季節の進行の順序に従つて配列されているなら、二十日とは考へにくいか、時の推移と題材別との二つの基準によつて配列されているようで、しかも整齊に欠ける所があつて見えて。当面の秋歌中について見ると、左の如くである。

二七一—二七三(霧)

二七四—二七六(女郎花)

二七七—二八七

一八五の詞書中に「八月ばかり」とあり

二八八—二九〇

二十九
九三(露)

二九四(女郎花)三面の

卷之五

二九二三〇（茨）

三〇一(露)

三〇三
(天の川)

三〇四一三一六

三七（蕤）

三一八十三九(月)

三二五の詞書中に「八月十五夜」とあり

三三〇(七夕)

三一四（物思う）

三五（山體）

三三六(月)その話題中

三五〇(女貞有)

というぐあいであつて、女郎花の歌が三個所に分れ、当面の二九四番の次よどは、一首どすそしよ所こあるよりも、三三七番以下の一

春の歌などは、一首たりとも所詮の歌である。

歌の位置が用意され、歌の配置も整齊に次ぎ、通観して、歌の位置は整理されてい

ないといわざるを得まい。

(5) さる程に十月中旬にもなりぬ。この世にては、うち続き
産なども繁く、綠兒走り遊びなどして、何の世のことわりわき
まぶべくもあらざりしに、あしたごとに弥陀の名号を唱へ、經
などを読みつつ、月ごとの十五日には仏の御前にて、人々をす
すめ一昼夜の念佛を唱へなど嘗みし事を、この十五日にも、
そのまま念佛を申さするに、その夜の曉方につけかりまど
ろみたる夢に、天人の姿なる人、うしろばかり見えて、空へ昇
りぬるを、わが心に、この人と思ふ程に、歌をすんずる声にて
「たうし初利天上」と長々聞ゆるに、きと驚きたれば、この現
に念佛唱ふる僧の声に聞き紛へつるを、いと珍らかに覚えて、
僧を呼びて、「かの普賢品には『たうしやう(当生)初利天上』
とこそ侍るを、是は『たうし』と聞え侍りつるは、いかに心得
べきにか」と問ひ侍りしかば、「『たうし』と侍らむは、『到
る』といふ文字にこそ」と答ふるに、更に涙こぼれまさりて、
めでたくあはれに覚えて、

頬みありてさだかに見つる夢をなは深くぞ析る思ふあまりに
(藤原隆信朝臣集・上・哀傷四〇一)

「さる程に」は、ここには省いた上文の「うば(=祖母)にて侍りし
人」の死去に関する記述を受ける。「この十五日」は十月十五日。
十六日の曉に見た夢の意味を僧に質し、説明に感動して詠んだのが
「頬みありて」の歌で、その時が「中の十日頃」だといつてゐると
私は読む。日の記述を誤なく受取らんとして、あえて長い詞書を全
文掲げたのである。その「中の十日」は十六日以後の日であり、十
五日が「中の十日」のうちではない、即ち「中の十日」は中旬の意
ではないと思う。

(6) 大納言実国、左衛門督と申しし時、いざなはれしかば、白河なる所にて神楽歌ひ遊びし程に、曉方に星になりて、「今宵の月はただここにます」など歌ひし程に、おもしろかりしなごりあかず覚えて、帰りにしのち、一日三日ありて、月のあかかりし夜申しておくりし。

あかぼし（明星）のあかでいでにし曉は今宵の月に思ひ出でずや
返し、

ただここにただここにとこそ思ひしを出でしは月のかひもな
かりき（藤原隆信朝臣集・下・雜一、七八九・七九〇）

「白河なる所」は実国の山荘であろうか。「星になりて」は、歌に明星を詠む所から見ると、明けの明星のみ輝いて残月淡く空にかかるか、月は西山に没するかして（「どちらであるかは、ここではきめられない。後に触れる）、明け方になったのをいうのである。従つて、照る月は空はない、どこへ行つた、ここにいた、ここにいるあなたこそ、その月だ、と、神楽歌「明星」の文句を借り用いて招待した客人隆信にささげた褒め詞が、「今宵の月はただここにます」であろう。「明星」の歌は隆信の詠で、初句は枕詞でありつ「明星」は自身を譬え、「出でにし」は、明星が現れた事と自身が帰つた事との両意を含んでいよう。返歌の第一句の「こそ」は恐らく「ぞ」の誤であろうが、上の句は、本物の月はここにいた、それがあなただと思ったのに、の意で、下の句は、懸歌の初二句を受けて、明星が出たので月が圧倒され光が薄れ、存在的価値がなかつた、の意と、お帰りになつたあなたを月と思った効がなかつた、もっと長くいてほしかつた、の意との両意を含んでいよう。「月のか

ひもなかりき」は、月が空にかかっているから、そういえたのである。さすれば月は没したのではなく、この時は月が曉近くに没する十三夜前後でもなく、有明の月が残る頃であったという事になるだろう。それと同じ時の事が、

(7) 八月の中の十日に神樂をし侍りて、いとなごり多かりしに、長月の十日あまりに、かくなむ申しおこせたりし、
隆信朝臣 明星のあかで出でにし曉は今宵の月に思ひ出でずや

返し、

ただここにただここにとぞ思ひしにけふは八月のかひもな
りき（前大納言実国卿集・秋）

と見える。返歌の第四句には誤字があるのである。「明星の」の歌を贈った時も、隆信集と少し違う。受取り人よりも差し出人の言う所に分があるかもしれないが、それはともかく、今注目すべきは、残月のあつたこの時が「中の十日」であった事で、それを広く中旬と見るのは適当ではないだろう。

以上(4)(5)(7)の三例は、中旬説の通用しない例で、(1)(2)(3)を見合せる事により「十日」と見るのが適当と思われる例である。

「中の十日」を單に「十日」という事もあつた。

(8) 七月十日よ日にもなりぬれば：石山に十日ばかりと思ひ立つ。
……「十日の月、夜あけて、いとあかかりけれど……」（蜻蛉日記、角川文庫本九二段）

「石山に十日ばかり」云々は、大西善明氏のかげろふ日記新釈や同氏の最近の蜻蛉日記新注釈に見える如く、石山寺に二十日頃に参詣しようと思いつゝの意であつて、小著蜻蛉日記全注釈も新釈の説に賛同した。「十日ばかり」は參籠日数をいうのではない。この例

は「中の」を省いた言い方であるが、「二十日」の意である事の確実さにおいて(1)(2)(3)に加えられるべき例と思う。

(9) (イ) かくて十一月より民部卿の殿の御方に舞の師据ゑて、君達舞習ひ給ふ。

(回)かかる程に月立ちて、中の十日ばかりに年の果ての御読経せさせ給ふ。大般若經三日、禪師達三十人はかりして、結願の夜御仏名……

(ハ)十二日より御読経始む。

かくて三日といふ午の時に結願して、大徳達の御布施に素綱

十四ども行ふ。夜さりは御仏名せらるれば、まだ帰らず。

(二) 御仏名果てて、つごもりになりぬれば、正月の御装束いそ

ぎ給ふ。(宇津保・嵯峨院、上巻一二四一—二六頁)

(回)の「月立ちて」は(イ)を受けて十二月と分る。それ以下は正願郎での十二月の行事であつて、同じ行事を繰返して記している。年の果ての御読経は大般若經の読経で、三日間続け、三日目の午の時に結願して同夜御仏名をした、という。御読経を始めたのが、(回)では

「中の十日ばかり」であり、(ハ)では「十二日」である。两者は同日をいうのであろうから、これまでの例に従つて「中の十日」を二十

日とする考えは、「ばかり」を添えてあっても、「十二日」では、適當とはい難いだろ。中旬説に都合のよい例とも見えるが、「十二日」のほうにも支障がないわけではない。即ち、「十二日」では

御仏名が十六日に終る事になり、(ハ)を、御仏名が果てて(ソノ後日ガ立ッテ)つゞりになつた、の如く、括弧の補いをしなくてはならず、これはしばらく用例として取上げるのを差控えるのが穩やかである。 「十二日」につき書体転訛上より仮に誤写説を案して、

「十六日」「十七日」または「廿一日」の譯とする推測もあり得ようかと思うが、不確かな域をめぐるだけだから、この例については、これ以上立入らずにおく。

(回)院の御賀……二月十余日と定め給ひて、……宮の御方をのぞき給へれば、……ただいとあてやかにをかしく、二月の中の十日ばかりの青柳の、わづかにしだり始めたらむ心ちして、鳶の羽風にも乱れぬべく、あえかに見え給ふ。……夜ふけゆくけはひ

冷やかなり。臥待の月はつかにさし出でたる……(源氏物語・若菜下、全書本第四冊一四二一—五二頁)

院の御賀は「二月十余日」と予定され、實際は「臥待の月」の夜に催された。「臥待の月」については、(A)十九日の夜の月とする説と、(B)二十日以後の夜の月とする説がある。

かくて二月二十日になむ語で給ひける。……仲頬「仕うまつりにくき事かな」などいひて、書き出だす。「あはれ、けふは春のなかばの月、寝待を昨日といひて……」と書き出だして兵部卿のみこに奉る。御覽じて「寝待の月」を、

きのふこそ寝待ちもせしか春の夜の今宵の月をいかが見るらむ(宇津保・春日詠、上巻一五八一—六〇頁)

とあるのによれば、十九日の夜の月を「寝待」といったのであり、(A)は「寝待」と同じ意味と見、(B)は「寝待」を含めてもう少し広く見た事になる。「臥待」の意味が定まらないので、それを根拠にするわけにはゆかないようである。当例は、叙事上の例から得た意味を適用し、「中の十日ばかり」を二十日頃の意と見て、「臥待」が(A)であつても(B)であつても、支障がないと認める事になるだろう。当例はそのような例と思われる。

(9)(10)のようによく不審や不確実さを含む例があるにせよ、(11)蜻蛉日記
七一段、(12)同二一〇〇段、(13)宇津保・俊蔵(上巻二五頁)、(14)同・俊蔵
(上巻三〇頁)、(15)同・藤原君(上巻一〇五頁)、(16)同・吹上下(上
巻三一四頁)、(17)同・吹上下(上巻三一四頁)、(18)同・貴宮(中巻七
七頁)、(19)同・国譲中(下巻一三七頁)、(20)同・国譲下(下巻二三五
頁)、(21)千載集の序に見える各例は、いずれもその一例限りでは二
十日か中旬かきめられないが、(1)(2)(3)および(8)の確例、さては(4)(5)
(7)の中旬に非ずと考えられる例を用いて、二十日の意と見るべき例
といえるだろう。

なお宇津保(藏開上)において、犬宮は、

(22)十月になりて、中の十日ばかりに、宮けしきありて、なやみ給
ふ。(中巻二〇一頁)

とあって誕生し、百日の祝いを、

二十五日にいでくる乙子は、犬宮の御百日に当りけり。こたみ

は内侍のかんの殿し給ふ。やがて子の日がてら参り給ふやうは

……(同・藏開下、中巻三五七頁)

とあるように、一月二十五日にしていて、仮に十一月と十二月とが
大の月で三十日であったとしても(実例は珍しくない)、十月二十
日以前に生れた事になりそうである。しかし単なる日の計算のほか
に考慮すべき事があるのでなかろうか。

三日、五日、九日の産養は、きつちりその日が守られる。五十日
も守られているといつてよいようだが、長徳二年十一月十六日に誕
生した定子腹禎子内親王の五十日の祝いのあつた翌年二月八日は五
十二日目に當り、百日の祝いになると、もう少し趣の違いが出てくる
ようで、たとえば、妍子腹禎子内親王は長和二年七月六日に誕生

し、百日の祝いのあつた十月二十日は、百三日目であつたし、寛弘
五年九月十一日に誕生した彰子腹教成親王の百日の祝いは十二月二
十日で、九十九日目であつた。非常に少い記録の範囲内においてさ
え、このようにわずかな日数の繰上げ繰下げのされた事例もあつ
て、宇津保の場合、「御百日」は日数の百日目をいうのではなく、
百日の祝儀の意であるから、子の日に合わせる繰上げをして「御百
日」を定めた事を省記した上で、「御百日に当りけり」と記したと
見る事ができるだろう。その上、誕生の日を「中の十日」に限定し
た書き方をしていいので、この例も二十日説を否定するものには
ならないであろう。

○

次は「下の十日」を取上げる。といっても、「中の十日」が二十
日なら、「上の十日」「下の十日」の意もおのづからきまつてしま
う道理であろうが、一往触れておかねばならぬ問題もある。

(11)(12)「人すくなにて、いとあしかめり。あこぎ、人求めよ。……

(13)明けぬれば、……あこぎ、をばのもとへ文やる。「……けふあ

すの程に、清げならむ童・大人求め出で給へ。

(14)「少将ト四ノ君トノ結婚ヲ」しはすのついたち五日と定めた

る程は、(中納言ハ) しもつきのつごもりばかりよりいそぎ

給ふ。

(15)かくて二条殿には、十日ばかりになりぬれば、今参りども十
余人ばかり参りて、いと今めかしうをかし。

(16)かくて月立ちて……(落窓物語、角川文庫本一〇一一一〇六

落窓の記事年表を作つてみて初めて気づいたのだが、(14)は十一月二
月)

十七日である。従つて(口)の「明けぬれば」で二十八日になり、「けふあす」は二十八日、二十九日に当る。この当時十一月の晦日が三十日になる年があった事は言うまでもない。その「けふあす」を(口)は受けているので、「十日」を私は下の十日、即ち三十日の意に解し、それで(口)は(口)を受け、(口)への続きをもよく、また、(口)ですでに「しみつきのつごもりばかり」が出ていたのだから、(口)の「十日」を中旬と見る余地はなく、かつ、「十日」を三十日の意に見ないと、日数と見るしかないが、それでは(口)は十一月の記事になり、(口)の結婚日や(口)と抵触する、と考えた。「中の十日」の事を単に「十日」というのと同様の言い方が「下の十日」にもなされていたわけである。

この考えの要点を私が角川文庫本の補注に記した時、源順集の本文を国歌大系本により誤を含んだまま引用した粗忽は、謹んでおわびすると共に、更めて左に掲げ直す。それは袋草紙などで野宮歌合という十番前裁合の記録であつて、判者は順、記録者は為憲で、(A)前文と、(B)判詞・判歌を添えた歌合の歌と、(C)後文とから成り、(B)

(2)天徳(傍記「禄」といふ年はじまりてみとせの秋の半なが月のしもの十日に今二日おきての事なり。(歌仙家集本)

と結ぶ。西本願寺本には異文が見えるが、今は関係がないから触れない。この歌合は類聚歌合十巻本・二十巻本にも見える。萩谷朴氏「平安朝歌合大成」巻二に就いて見るに、「天禄」が正しく、「秋の」云々は、「秋のなかばなる月の」と訂すべきである。その日を後代の書に伝えて、「十八日」「二十日」「二十八日」と分れる。「二十日」

は論外として、「十八日」とするのは歴代編年集成と袋草紙遺編中の一個所とであり、袋草紙遺編でも他の個所では「二十八日」とし(以上は大日本史料によつたのだが、日本歌学大系本袋草紙遺編では、その一〇一頁・一一一頁の二個所とも「二十八日」とする)、「歌合大成」巻二(五〇〇頁)によれば、大方の伝えは「二十八日である。ただし右の日付けの前に、順集にも歌合のほうにも、為憲ひとり明くるまでさぶらひて昨日より今日までのことを書き記して奉りおく。

とあるので、右の日付けは歌合終了の日でもあるけれども、恐らくむしろ記録の筆をおいた日としていうのであって、歌合は二十七日から二十八日にかけて夜を徹して行われたと見られる。なお、萩谷氏もいわれる如く天保三年八月は二十九日が末日で、三十日はなかったから、「下の十日」はことばの都合で持出したにすぎない。

歌合の記録は、その後文で終る。十巻本はそこで一切の記事が終るが、二十巻本には更に後日の記録がつく。その中に、

……順の朝臣ま(=申)すやう、「順參りて、この和歌を定めますと、ながれて世に聞えなむ。まかでて、よくうち思ひめぐらしてなむ、よくは定めますべき」とて、まかでねれば、勝ちたるも負けたるも、いつしかとく定めて奉らなむと待ち、心もとながる程に、十日ばかりありて、奉りたり。

とあるのによれば、為憲は師たる順の意を受け、退出後、入念に順の判詞を検討し、その修正の成ったのが、「下の十日に今二日おきての」日より「十日ばかりありて」のこと、即ち九月に入つてからであった。後日の記録の内容は、一口にいえば方人の苦情処理であつて、初めに、負けと判定されたほうが「口借しと思」うのももつ

ともで、「これもかれも勝らず劣らず」といって如才なく取りなし、次いで、判者順の判歌に対する方人達の異見を詠みこんだ歌を列举する。それは、直接順の判定を覆さず、異見もあると告げる形で順の修正の要望に応えたと見られよう。

続群書類従本では、その異見歌列举の後、

など、あまたあり。八月晦日にぞありける。

として、後日の記録を終る。その文字を二十巻本は備えない。「八月晦日」云々は、「などあまた」つた時、即ち異見歌の詠まれた時をいうのである。為憲は、上掲文に見える通り、方人達退出後も「ひとり明くるまでさぶらひて」記録に当り、方人達が退出前に為憲に渡したそれら異見歌を自宅に持帰った為憲が、判詞検討の際、後日の記録の中に整頓して記載したのである。このように私は後文を読んで、「八月晦日」を歌合当日をいうと解する。

なお、歌合の記録の後文中に左の如き文章があるのに触れておかねばなるまい。

……みすの内を聞けば、こへのぞう（＝近衛將監）たぢひのな

かきといひし人のむすめ、これかれなど候ひて、よのふけゆく

ままに、さやけさまさる琴のねを調べあはせたり。お前の庭の
おもを見渡せば、月の影のおぼろなるに、花の色々にうち乱れ
たり。（十巻本）

傍線の部分については、順集歌仙家集本・西本願寺本は同文であるが、類従本は、

さやけさまさるべき琴のねを調べあはせ
を作り、その「べき」を二十巻本は「月に」とする。「さやけさま
さる月」では下の「月の影のおぼろなるに」に抵触しよう。「さや

けさ」は琴の音の清澄なるをいうのであって、音について「さやけし」といった例はあまたある。「月に」は衍字であり（推測するに、「べき」を「つき」と誤認誤写し、字句を整えんとして「に」を加えたか）、歌合当日の月は光おぼろであって、それは月すえだったからであろう。

このように考えて、この歌合を大日本史料は八月十八日の条に記載しているけれども、萩谷氏のいわれる通り八月二十八日と考え妥当と思う。もしも「下の十日」が下旬の意なら、下旬に「今」一日おきて」の日とは、いつの日をいうのであろうか。

かくして（3）後撰集（一一五）の「下の十日」も二十日と解すべきものと考へる。

○

最後に「上の十日」について。

(1)かくて、年いと遅き年にて、三月上の十日ばかり花ざかりなる、
嵯峨の院、花の宴聞し召さむとて、つくりしつらはせ給ふ。…

…かくて、十日なむ、その日なりける。（宇津保・国譲下、下

卷二四五頁）

「上の十日ばかり」を花盛りと見込んで宴を準備し、当日が十日であつた、という。「上の十日」と「十日」とが照應していよう。

(2)早くこの上の十日も過ぎなむはつかにてだにみそかなりやど
(信明集、歌仙家集本・類従本。西本願寺本にはなし)

「はつか」は、いささか、の意に二十日の意を響かし、「みそか」は三十日で、その「み」に「見」を響かしていよう。「上の十日」は「二十日」「三十日」に対応する。

その他、(3)宇津保・吹上下（上巻三一四頁）、(4)同・国譲下（下

卷二三(五頁)、(5)同・樓上下(下卷三五九頁)、(6)浜松中納言物語(日本古典文学大系本一五三頁)の諸例、いずれも十日の意と解して妥当するであろう。

○

以上、上旬・中旬・下旬説の当らぬと考えられるゆえんを申述べた。主として用例の求め方とその意味の取り方との相違が見解の分れになつたといえる。

なお、月の前半を「上」、後半を「下」という言い方もあり、その場合「下の十日」といって暦日の二十日を指したようである。

五月には例の三十講など、上の十五日つとめ行はせ給ひて、下の十日あまりには、競べ馬せさむとて、土御門殿のむま場屋・
埒などいみじうしてさせ給ふ。(栄花物語・初花)
当面の用語と範疇を異にすることはいうまでもない。

(本学教授)